

議会運営委員会会議録

1 開会年月日

令和7年12月5日（金）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（11名）

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 名取顕一 |
| 副委員長 | 田中香澄 |
| 理事 | 浅川のぼる |
| 理事 | 宮本伸一 |
| 理事 | 金子てるよし |
| 理事 | 上田ゆきこ |
| 理事 | 海津敦子 |
| 委員 | 石沢のりゆき |
| 委員 | 山田ひろこ |
| 委員 | 白石英行 |
| 委員 | 浅田保雄 |

4 委員外議員

| | |
|-----|--------|
| 議長 | 市村やすとし |
| 副議長 | 高山泰三 |

5 事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 佐久間康一 |
| 議事調査主査 | 杉山大樹 |
| 議事調査主査 | 小松崎哲生 |
| 議事調査主査 | 糸日谷友 |
| 議事調査主査 | 菅波節子 |
| 議事調査担当 | 阿部隆也 |
| 議事調査担当 | 眞鍋由起子 |
| 議事調査担当 | 平尾和香 |

6 本日の付議事件

- (1) 付託請願審査
 - (2) 議会図書購入計画について
 - (3) 区議会だよりの発行について
 - (4) その他
-

午前 10時01分 開会

○名取委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員の方は、全員御出席。

理事者の出席は、本日はございません。

○名取委員長 本日の委員会運営についてであります。

付託請願審査2件、議会図書購入計画について、区議会だよりの発行について、その他、閉会、以上の運びにより、委員会を運営したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、付託請願審査2件に入ります。

請願受理第60号、区議会の委員会において「請願」審議を深める仕組みを整えることを求める請願であります。

請願文書表データの38ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第60号
- ・件 名 区議会の委員会において「請願」審議を深める仕組みを整えることを求める請願
- ・請 願 者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠里
- ・紹 介 議 員 依 田 翼 板 倉 美千代
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 議会運営委員会

・請願理由

文京区議会においてはこれまで様々な改革に取り組んでいることは区民として理解しているところ、「請願」審議については必ずしも「一歩先行く自治体」の議会として十分ではないと思えるところが少なくなく、「請願」審議を深める工夫の余地が多くあります。

全国の他の自治体との比較（注1）で言えば、文京区議会では委員会において請願者自らが趣旨説明や意見陳述ができる仕組みもなく、委員会各委員が請願者に直接質問できる仕組みも整えられていません。

区民に寄り添い、「請願」となって表れた区民の声をしっかりと汲み取るには、請願者による意見陳述や趣旨説明の場を設けて生の声を直接聴いていただくとともに、委員のみなさまからも直接質問を受けることが非常に重要であると考え、貴議会に対し、以下の請願をいたします。

（注1）7年前の調査になりますが、日経グローカルが日経リサーチを通じて全国815市・区議会を対象に行った「市区議会に関するアンケート」（回答率99.8%、2018年7～9月にかけて実施）によると、「請願・陳情者が委員会で直接説明する機会」があると回答したのは23区では豊島区や目黒区など10区あり、東京都25市では国立市、日野市、調布市、町田市など15市もありました。

・請願事項

- 1 委員会において、請願者自らが「趣旨説明」や「意見陳述」ができる仕組みを整えてください。
 - 2 委員会において、それぞれの委員が請願者に対し、直接質問できる仕組みを整えてください。
-

○名取委員長 この請願は、委員会において、請願者自らが「趣旨説明」や「意見陳述」をできる仕組みを整えること。

委員会において、それぞれの委員が請願者に対し、直接質問できる仕組みを整えることを求めるものであります。

それでは、御質疑のある方。

金子委員。

○金子委員 請願の60号ということなんですが、今回、請願人の方が趣旨説明や意見陳述できる仕組みを整えてほしいということになっております。この請願人の方の発言については、

この文京区議会では、少し前になりますけれども、かなり議論されてきた経過があるというふうに、私たち、先輩の方から申し送りを受けてきた経過があるんですね。それで、それは具体的には、かつて議会基本条例の制定に向けた検討が行われ、平成16年7月22日の議運決定に基づいて、議会活性化の検討を行うということを目的にして、平成21年6月に、議運の下に議会基本条例の検討の小委員会が設置されて、平成21年7月14日から平成23年2月17日まで19回にわたって、この小委員会が開かれております。

私の手元に、今、平成23年1月31日に開かれた小委員会の資料があるんですが、ここには、引き続き検討を要する事項として、7つの課題が記されているんですね。それは、反問権の付与、一問一答方式の実施、議員間討議の実施、議決事件の追加、請願者からの意見聴取、あとは、意見交換会及び議会報告会の実施、議会図書室の管理と。この7つの項目で、今回、請願が上がっている請願者からの意見聴取と、ほぼ同義だというふうに思いますけれども、こういうことは、かつて議論されてきたという経過があるわけです。

これは、議会基本条例小委員会の資料なので、小委員会というのは、この文京区議会では、大体議運の下に置かれて、最終的には議運に何らかの報告がされるということで、公式の結果というか、到達が記録されているというふうに思うんですね。

そこで、事務局に確認したいんですけども、平成23年の2月ぐらいに、この小委員会の委員長から、議運にこれらの検討経過の結果が報告されていると思いますけれども、それはどのように報告されていましたか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 御指摘のように、この小委員会の報告というのは、こちらの議運のほうに当時の委員長からされていますが、その中で、引き続き検討する事項として、先ほど委員から御紹介のあった点はありますけれども、御指摘の請願者からの意見聴取については、特段その中の報告はなかったものと承知をしてございます。

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 それは、いつの議会運営委員会ですか。それから、7つの議題について、全体について、どのように取り扱うと、それからこの小委員会について、どのように取り扱うというふうになったのか、それを正確にしておいていただけますか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 平成23年2月28日に議会運営委員会が開催されて、そちらのほうで報告がなされております。

結論としては、小委員会としては、基本条例について合意が得られなかつたので、委員会については解散するという旨と、それから、今後、議会改革として、引き続き検討を要する事項として、先ほどの7つが、資料ですけれども、資料のほうに明記されて、こちらについては、条例案を検討していく中で浮き彫りとなつた次の課題については、今期中には方向性が見いだせなかつたため、今後、さらに個別に検討を重ね、実績を積み上げながら、引き続き検討を進めていくと。こちらは、資料のほうにそういった記載がございます。それが、ともにこの議運の中で報告をされたものというふうに承知をしてございます。

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、その課題については、引き続き、いろいろ課題があると思いますけど、確かにね、具体化するには、7つ、いろいろ、それぞれね。ちょうど東日本大震災の直前だったので、その後、いろいろ議会も大変だったと思うんですけども、ちょうど改選のときなんですね、平成23年の4月ってね。そうすると、改選後、申し送ってというか、引き続きというところですけれども、改選後、平成23年の区議選後、何期か議会も歴史を重ねておりますけれども、どこかの場面で何らかの形で再び議題や俎上に、論点というか、議題としてどこかで検討されたという経過はありましたか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 議会の運営等に関しては、例えば今後の議会運営に係る懇談会、幹事長会もそうなんだと思いますが、様々な機会を設けて、様々な議題について協議をされているものと思ってございます。

この件については、この7項目、議運のほうに報告をされて、今後、検討を要するということがありましたけれども、それとともに、様々、新しい課題というのは当然出てくるわけでございまして、限られた時間の中で優先順位をつけながら、議会のほうでは協議されていふると思ってございます。

そういう中で、この請願者からの意見聴取については、その後、恐らく協議はされていないのではないかというふうに思つてございます。

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 ちょっと私たちの記憶では、これは議運懇ですけれども、平成24年度のときに、請願者の発言について、いろいろ課題はありますよね、議運の下でやるね。その中に、平成24年度のときに、請願者からの何らかの形での発言というのも、テーマに、議題というふうに言つていいのかちょっと別にして、話題にぐらい上つたという過去があつたやに記憶して

いるんですけども、それは間違いないと思うんですけども、いかがですか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 御指摘のとおり、平成24年の議運懇で、今後の協議事項を検討する際に、日本共産党、それから市民の広場から提案で、請願審査時の意見開陳の在り方については、協議事項として追加されているということはございますけれども、具体的な協議はなかったのではないかというふうに承知をしてございます。

○名取委員長 よろしいですか。はい。

ほかに。よろしいですか。はい。

それでは、態度表明に入らせていただきます。

自由民主党さん。

○白石委員 請願者並びに金子委員の発言をもって、文京区議会が様々な改革に取り組んでいることに理解していることに感謝を申し上げたいと思います。

今、議会基本条例の検討のことを思い出すと、当時の委員長は私がやらせていただいて、短時間の中に、各会派から出ていただいて、十数回の議論を重ねて、乗り越えるべきことを検討し、区報特集号を臨時に予算化し、区民にアンケート調査も行ったという時代だったかと思います。

その後、今、局長からお話があったように、解決できなかつた課題については、引き続き文京区議会で御議論をということで、議運で提案をさせていただいて、今もなお、それは生きているという形だと思います。

で、私、前議長のときに、もう一度、平成28年、29年、そのぐらいのときに、もう一回それぞれを持ち出そうと思ったんですが、局長からお話があつたとおり、時代の変革の中で、取り組むべき課題というのが多くあつたもので、先般終わつた議長のときにも、これらの中での取扱いがなかなかできなかつたかと思います。ただ、文京区議会、停滞しているのではなくて、今の課題を一つ一つ解決しようという皆さんの御苦労には感謝を申し上げたいと思います。

この請願なんすけれども、一般的に請願は、紹介議員がいることで、議会で説明し、審査を担当する委員が審査をすると。この制度によって、議会が、委員会が、議員が真剣に受け止め、適切な審査を行うことを区民に提示するというような意図もあるかというふうに思います。

今まで文京区議会の中で議論があつた中で、これが止まつていたのはなぜかというと、文

京区議会、一番最初に改革したのは、請願を、議案審査報告書の後にやっていたものを、請願者の意図を鑑みて、一番最初に持つてこようというふうに改革したのも文京区議会の皆さんのお民意だと思っています。そういうふうに一つ一つ改革していく中で、一般的に言われる紹介議員の重さをしっかりと認識しようというのが、各議員が当時抱いていた思いだと思います。

今回、本当、申し訳ないなと思うんですけれども、この紹介された議員の先生方が、請願者に対しどのような意見交換をし、この現実味ある請願内容として、この議会運営委員会に提出されているのかということを鑑みると、ちょっと努力不足ではないのかなというふうに認識をさせていただいている。

近隣区である豊島区が、意見表明の、趣旨説明の場を設けているといいますけれども、豊島区議会に聞いてみたらば、ここ数年、請願は1件ぐらいで、あとは全て陳情でという形に変わっているということを鑑みると、私ども文京区議会としては、この請願権の趣旨をしっかりと考えて、紹介議員がしっかりと請願者に向き合い、そして、議会に提出するということをしていかなければならないのかなというふうに認識しています。

ですので、私ども自民党としては、1項、2項とも不採択とさせていただきます。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 公明党といたしましても、やはり紹介議員が責任を持って、請願者の方のお話をよく聞いて、それをしっかりと議会の中で発言をして説明をして、また、必要ならばほかの議員とも話をしたり、また関係部署とも調査をしたり、意見を交換したりして、そして、請願者にまた戻すと。また、対話をすると。これが非常に重要なことかと思いますし、議員としての大切な仕事かと思いますので、この請願の1項、2項につきましては、そういう意味で不採択とさせていただきたいと思います。

○名取委員長 A G O R Aさん。

○上田委員 まず、請願審査において、請願者の方のお気持ちをしっかりと飲み取って審査することは大事だというふうに思っておりますし、請願者のお声を聞けるだけ聞きたいなという思いではあります。

一方で、先ほどからお話がありましたように、これまで議会の中で、請願者の方の御発言についても議論がされてきた中で、白石委員もおっしゃいましたように、文京区議会、この定例議会だけでも20件の請願が出ているということで、委員会の中で請願者の方に全員にお話を来ていただくというのは、時間内にそういう時間を持つるというのは、理事者も拘束

して委員会を行い、事務局の方もいらっしゃって、非常にコストもかかる、委員会運営上困難な課題が多うございますので、委員会の中で行うという、こちらの1項の内容については難しいと考えますので、不採択としたいと思います。その代わりに、委員会外の時間に、紹介議員の方ですか委員が請願者の方と意見交換をして、よく意図を酌み取ってまいりたいと思います。

それから、2項の委員会において請願者に対し直接質問できる仕組みというのは、委員会条例の27条の参考人のところに、委員会が必要と認めれば、参考人の出席を求めることがありますので、こちらで既に対応できるものと考えますので、2項も不採択としたいと思います。ありがとうございます。

○名取委員長 日本共産党さん。

○金子委員 質疑をさせていただいたて、少し古い経過も、私たちの記憶も呼び起こしながら聞かせいただきました。それで、先ほど白石委員が言われたように、当時の小委員長は白石議員が担当されて、この7つの課題というのは、一般的に議会改革の課題というふうに言われますし、当時として、こういう大事な課題を設定して、東日本大震災以降の期に申し送りしていただいたというのは、これは非常に大事なことだったというのは、テーマとしても、先進的と別に言わなくてもいいと思うんだけれども、でも大事な課題で、非常に大事な検討をされていたということに敬意を表したいというふうに思っているんですね。

この課題をやはり区議会としてどう具体化していくのか、1個1個、具体化するときには、いろんな要件とか定めないといけないから、それはやっぱり、議会という場で、何か事を起こすなら、やはり一定さらに検討、具体化が必要だというふうに思いますけれども、こういう請願で御提起いただいたときに、過去の私たちの先輩の議論も呼び起こして、検討の俎上にのせるということは、いい機会ではないかなというふうに思うんですね。

というのは、請願というのは、請願権、憲法ということはいいますけれども、同時に、請願法に基づいて、何人もその官公署に請願することができるという、非常にやっぱりすぐれて、戦後、民主主義の下で日本の再建を果たすといったときに、こうした法律がつくられ、地方自治法の下では、紹介議員は必要というふうになっているので、何らかの要件の下にということでなるわけですけれども、非常にやはり、住民自治の発展という点では、大事な制度であるというふうに思うんですね。

そう考えたときに、請願者の方が説明できる仕組み、もしくはその方々に直接聞くことができる仕組み、これは住民自治の発展の方向として、非常にあるべき方向だというふうに私

たちは考えています。ですから、平成24年のときにも、当時の幹事長はこうだ議員だったと思思いますけれども、問題提起させていただいたという過去も私たちの中にはあるわけあります。

したがって、そういう経緯、そして請願権の本質、住民自治の発展、地方自治の発展という観点から考えて、私たちは1項、2項について、採択を主張したいというふうに思います。

○名取委員長 区民が主役さん。

○海津委員 先ほど、紹介議員がきちんと趣旨説明や意見陳述をすれば十分じゃないかということでしたけれども、地方自治法においては、紹介議員は請願を議会に提出することを保証する人であると位置づけられていると思うんですね。そうしたことからすると、紹介議員が説明すれば足りるということには決してならない。また、地方自治法上は、請願者が陳述を禁止していないわけですね。そうしたことを考えると、請願者の提出した内容を適切に、さらにより深く審査することを求められている中からすると、審査の質の向上を考えても、非常にこうした1項、2項は大事だと思っております。

請願文は、紙の制約があります。十分に書き切れない場合もある。当事者にすると、当事者が議会で発言できることは、議会を開かれた場所、区民参画の意識も高まっていくと思いますので、区民が主役の会としましては、1項、2項ともに採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第60号の審査結果を報告いたします。

1項、2項ともに採択3、不採択7、よって不採択と決定をいたします。

続きまして、請願受理第61号、文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願であります。

請願文書表のデータの40ページを御覧ください。

-
- ・受付年月日及び番号 令和7年11月19日 第61号
 - ・件 名 文京区議会議員の政務活動費の情報開示を進め、透明性を高めることを求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠里
 - ・紹 介 議 員 板 倉 美千代

- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 議会運営委員会
- ・請願理由

文京区議会議員の政務活動費の文京区議会ホームページ（HP）上の情報公開については、四半期ごとに会派別の「政務活動費収支状況報告」が掲載されるだけになっています。

文京区に於いては、文京区議会政務活動費の交付に関する条例第十三条で「議長は、第八条第一項の規定により提出された収支状況報告書及び第九条第一項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」と定めていますが、「使途の透明性の確保に努める」という観点で言えば、領収書や政務活動費を充当した活動を報告する政務活動報告書等についてもHP上で公表することが欠かせません。

公表に伴う区議会事務局の事務的負担に関しては、2018年11月28日の平成30年議会運営委員会において、今回と同様の内容の請願の審議の際、区議会事務局長が「事務的にというお話をございましたけれども、議員の皆様方で決めたことであれば、私どもはできる限り全力を尽くしてサポートさせていただくという立場でございます」と答弁しており、問題ないと考えられます。

政務活動費の使途の透明性確保と向上の観点で言えば、会派別ではなく議員別の「政務活動費収支状況報告」にするほうが、文京区民の区議会への关心と信頼を高め、区議会の活動を評価してもらうことにもつながると思いますし、文京区が目指す「だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち」は、単に住環境を良くするだけではなく、区議会の透明性確保や積極的な情報公開によっても支えられたものであると思います。そこで貴議会に対し、以下を請願いたします。

・請願事項

- 1 政務活動費の交付に関する領収書や政務活動費を充当した活動を報告する政務活動報告書等については会派別ではなく議員別としてください。
- 2 上記1に関連し、政務活動報告書等を文京区のホームページ（HP）を通じて公開してください。

.....
○名取委員長 この請願は、政務活動費の交付に関する領収書や政務活動費を充当した活動を報告する政務活動報告書等については、会派別ではなく、議員別とすること。

政務活動報告書等を文京区のホームページを通じて公開することを求めているものでございます。

それでは、御質疑のある方。よろしいですか。

それでは、態度表明に入ります。

区民が主役さん。

○海津委員 文京区議会の規則としては、現在でもこの議員活動を会派別か、個人で政務活動費の報告書を作るかはできる状態になっていますので、こうしたことは、今、請願事項1項、2項ともに可能だと思いますので、区民が主役の会としては採択いたします。

○名取委員長 日本共産党さん。

○金子委員 請願の61号ですね。政務活動費は、原資が税金なので、使途の公開度を高めるという方向について、私たちはこれは必要だろうというふうに考えております。

現在、文京区議会においては、政務活動費の処理というか、の事務については、施行規則で、その帳票類については、収支の結果と伝票ですかね、これは必ず作って提出するという形になっていると思うんですね。

それとの関連で、当然、その、今、収支報告と伝票に付随して、実務上、出納簿も作ってくださいという話になっていて、各会派ないしは、1人会派もありますから、個人の方でも作っておられるというふうに思います。

出納簿まで、要するに公開すれば、個人別で何が使ったかというのは、それは間違いないですけれども、個人別にどう使っているかということも含めて、公開できるようになるんだというふうに思います。

うちの会派でいいますと、今、5人の議員がおりますけれども、昨日、確認しましたら、大体1か月で、仕訳の数としては35から多くて40ぐらいということなので、実務的にもそんなに、ま、お金の使い方、それぞれ会派、議員の方で違うので、一概には言えないかと思いますけれども、大体、数的には、仕訳の数はそんなものなんですよ。

したがって、公開の方向性を、公開度を高めていくという点では、会派別でなく議員別となっておりますけれども、会派別でも個人別でも分かるようにしていくということは、これは実務上可能だというふうに考えますので、1項について採択とし、今の時代の公開の方法としては、こういうホームページなどでも公開することが、住民の負託に応える政務活動をどういうふうに行われているのかということについて、議会自らお知らせをしていくという点で、議会の改革というか、公開に資するというふうに考えますので、2項についても採択

したいというふうに思います。

○名取委員長 AGORAさん。

○上田委員 まず、1項につきましては、可能か不可能かとかそういう問題ではなくて、現時点で文京区議会においては交付が会派ごとに行われておりますので、収支報告だけを個人別にするというのはちょっと不合理ですので、それは不採択にしたいと思います。

2項めについてですけれども、2項めについては、私どもの会派は、基本的に、やはり政務活動費の使い道については、透明性をより高めていくべきと考えておりますので、ホームページでの公開を行っていくべきとは考えております。ただ、どこまで公開するかにもよりますけれども、事務局の手間もありますので、あと、フォーマットをそろえたりとか、そういったことをしていくなければならないということを考えると、これまでも検討してきたように、報告を、DXを進めていくことによって、それが事務局の手間なく公開される、ホームページで御覧いただける状態になるものというふうに思うんですけども、それが今、検討中ということかなというふうに思います。

ですので、方向性としては、DXを進めた上で、公開する方向であるという趣旨であれば、2項については、会派として採択したいと思います。

（「今、今は」と言う人あり）

○上田委員 その方向性は採択します。公開してほしいので、公開したいので、DXを進めていくということについて、という趣旨で採択します。

○名取委員長 DXを進めていくって、どこかに文章に出ているの、これ。

（「書いてないけど、本人は思っている」と言う人あり）

○名取委員長 では、2項については採択ということですね。はい。

公明党さん。

○宮本委員 現在、政務活動費については、会派ごとに支給されているということで、現在は状況報告が会派ごとにされているということだと思います。各議員のものは伝票で提出をしていますけれども、それらは情報公開でも見られるということになっていますので、公明党としては、1項、2項、不採択とさせていただきます。

○名取委員長 自由民主党さん。

○白石委員 会派ではなく、議員別。先ほどお話があったように、今現在、文京区議会では会派に支給ということで、会派の意義である政策集団であり、理念集団であるところが責任を持って行っているということの認識の上で、支給がされているものと認識していますので、

不採択としたいと思います。

2項めのホームページについてのことなんですかけれども、この政務活動費については、各自治体、各議会が決定し、その支給内容によって、項目が決められている。項目は決まっているけれども、その使い道についての決定がされていると思います。文京区議会も長い間、この御議論いただきながら、他区に見ない、いわゆる都議会でも見ない、いわゆる飲食に関するものは全て禁止するとか、様々厳しいハードルを設けて運営をされていて、そういうものを一つ一つその時代のニーズに照らし合わせながら変えてきて、今のマニュアルが作られているということが現状だというふうに認識しています。

委員からお話があったように、DX、文京区議会も進めようと思って、1つのソフトを入れようと努力を鑑みたところ、それが非常に使いづらいというふうな皆さんの御意見があつて前に進めなかつたのも、昨年の話だったと思います。ですので、トータル的なものを全て考えて準備した上で、こういうものは進めていかないと、区民にも誤解を招いてしまう点があると思いますので、文京区議会として継続して審議されている内容の中で、よりよく作り上げていただきたいという考え方をお願いをして、不採択としたいと思います。

○名取委員長 それでは、請願受理第61号の審査結果を御報告いたします。請願事項1項につきましては、採択3、不採択7、よって不採択と決します。

請願事項2項につきましては、採択5、不採択5、同数によります委員会条例第14条1項の規定により、委員長が本請願に関する可否を決定をいたします。

委員長といたしましては、請願受理第61号につきましては不採択と決定をいたします。
それでは、請願審査はこれで終了させていただきます。

○名取委員長 続きまして、議会図書購入計画についてであります。

資料2「議会図書購入計画について」を御覧ください。

本件につきまして、事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 令和7年度の議会図書につきましては、6月10日の本委員会で購入計画の御承認をいただき、順次、購入を進めているところでございます。本日は、「下半期の一般図書の購入」について、お諮りをさせていただきます。

それでは、資料「議会図書購入計画について」を御覧ください。

資料の1 「令和7年度一般図書購入予定表」でございます。

一般図書のうち、継続購入分につきましては、下半期にまとめて購入予定で、購入予定額が4万5,760円です。当初の予算額は4万3,230円でしたが、書籍が値上がりしたため、4万5,760円と上回る予定でございます。こちらの差額につきましては、単年度購入と調整をさせていただきます。

単年度購入分につきましては、上半期に7万873円分を発注し、下半期には7万3,238円分を発注する予定でございます。

購入する書籍につきましては、2の令和7年度下半期購入予定図書リストにお示ししてございます。

(2)の単年度購入につきましては、議員の皆様に御希望を伺いまして、御希望の書籍に加え、災害やDXなど18冊を選書してございます。

説明は、以上です。

○名取委員長 ただいまの説明について御質疑がありましたら、どうぞ。

よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 それでは、議会図書購入計画につきましては、ただいま御確認いただいたところといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、区議会だよりの発行についてであります。

資料3 「区議会だよりの発行について」を御覧ください。

田中香澄議会広報小委員会委員長より、御説明がございます。

○田中（香）議会広報小委員会委員長 まず、1の区議会だより新春号（Web版）の発行については、発行年月日、令和8年1月1日、第220号。

規格は、PDFで、区議会ホームページでの掲載のみ、1ページ、カラーとなります。

次に、2の区議会だより、11月定例議会の発行については、発行年月日、令和8年1月25日、第221号。

紙面の規格は、タブロイド版4ページ、全面4色刷りでございます。

掲載内容は、11月定例議会に関する内容のほか、常任委員会の視察報告などの掲載を予定

しております。

議会広報小委員会日程案でございますが、第1回は、本日の議会運営委員会終了後、また、第2回は、12月16日火曜日、午前10時でございます。

○名取委員長 区議会だよりの発行については、ただいまの説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 以上で、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前 10時34分 閉会